

ジャパndeスクニュースレター(10-1/1)

KPMGポーランド
2026年10月

ポーランド活動分類コード(PKD)の更新義務の締め切りが近づいています。



Mikołaj Zdyb
Director, Attorney-at-Law
M: +48 603 940 401
E: mzdzyb@kpmg.pl

2024年12月18日付の「ポーランド活動分類(PKD)に関する規則」に基づいて、ポーランド活動分類(PKD)コードを2026年12月31日までに更新することが義務付けられています。

PKDコードは、国家裁判所登録簿(KRS)だけでなく、会社の定款(Articles of Association / Statute)においても更新する必要があります。

会社定款におけるPKDコードの更新を行う際には、必要に応じて会社の現状の事実関係および法的状況に適合させるため、**定款全体の包括的な見直し**を実施することをお勧めします。特に、以下の事項についての確認・見直しが重要です。

- 所有構造(株主・出資者の構成、株式・持分の数および価値)
- 資本金の額、または定款変更を伴わずに資本金を増額できる旨の規定の新設・更新
- 会社の代表権に関する規定
- 会社機関または意思決定プロセスに関する変更(例:株主の承認を要する事項の一覧の更新、定足数要件の変更など)
- 株主の特別な権利(人的権利)や事業承継に関する事項

以上の点を踏まえ、PKDコードの更新を単なる形式的な手続きとしてではなく、会社定款全体を現状に合わせて見直す機会として活用することをお勧めします。

KPMGの支援内容

- **PKDコードに関する定款(または会社規約)の更新(最低限の対応)**
- **現状の実態を反映していないその他の定款(または会社規約)条項の更新**(例:株主情報、出資・株式保有構造など)
- **定款(または会社規約)の包括的なレビュー**(推奨オプション、クライアントの事業運営上およびコーポレートガバナンス上の特性を考慮したうえで、定款の最適化を目的として見直しを行い、更新版定款のドラフトを作成)
- **KRS(国家裁判所登録簿)への変更登記手続**

KPMG ポーランド 日本企業部門

KPMGポーランドジャパndeスクウェページ:

[KPMGポーランド ジャパndeスク](#)



野村雅士
ジャパndeスク ディレクター
電話:+ 48 604 496 342
E: mnomura1@kpmg.pl

